

名古屋北 法人会だより

No.

149

2021年 1月

〔題字〕名古屋北税務署長 大橋慎一





CONTENTS

名古屋北法人会だより No.149

年頭のごあいさつ

(公社)名古屋北法人会 会長 徳永 和人	1
名古屋国税局 課税第二部長 鈴木 友康	
名古屋北税務署 署長 大橋 慎一	

納税表彰受章者	4
---------------	---

「令和3年度税制改正に関する提言」を決議	6
----------------------------	---

税務相談窓口	10
--------------	----

愛知県広報	14
-------------	----

名古屋市広報	16
--------------	----

税理士会	18
------------	----

会員のページ	20
--------------	----

「家庭菜園雑感」
守山北支部 ㈱モリ山技研 大野 徳郎

法人会事業	22
-------------	----

支部報告	24
------------	----

青年部会	26
------------	----

女性部会	28
------------	----

新会員紹介	30
-------------	----

税を考える週間記念講演会	31
--------------------	----

「絶対絶命は打ち出の小槌～ピンチこそ私のチャンス」
小島 慶子

国税の納付はダレクト納付のご利用を!	32
--------------------------	----

今回の表紙

今回の表紙は、守山区の小幡緑地公園の芝生広場遊具で遊ぶ法人会のキャラクター「けんた」君です。

犬はチームで行動し、人間のパートナーとしてのイメージが強く身近な存在ということ、そして、法人会のメイン活動の一つである「社会貢献」の「献」＝「犬」と結びつくことから、親しみやすいキャラクターとして犬をモチーフにオリジナルのデザインが生み出されました。

「けんた」の愛称は、全国法人会総連合会の広報誌「ほうじん」の誌上で公募し、応募総数329点の中から選ばれました。

横の写真は今号の表紙デザイン検討のため「けんた」君が広報委員会に参加してくれた時に、広報委員とともに記念撮影をしたものです。



年頭のごあいさつ

公益社団法人名古屋北法人会 会長 徳永和人



年頭にあたり、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

去年は、新型コロナウイルス感染症の拡大が企業活動に深刻な影響を与え、秋口からは第三波も襲来し、今もなお様々な局面で困難な対応を強いられています。

この困難な状況が暫く続くのは、やむを得ないこととは言え、このような中で迎える新年こそ、不安のない、希望に満ち溢れる、充実した年となりますことを切に願ってやみません。

昨年、名古屋北法人会は、各種事業については、参加される皆様の安全を第一に考え適切に判断することを理事会にて確認するとともに、その事業の進め方等についても、オンラインによる講演会を採用したり、小学生を対象とする税の啓蒙活動として恒例となっていた「夏休み!親子税金教室スタンプラリー」に代え、新たにYouTubeの動画を活用した租税教育番組を作成して配信したり、一般向け事業では、落ち込んだ気分を跳ね返すべく、川柳・俳句等を広く募集したり、会員企業におけるコロナ対策の工夫記事をいち早く広報誌に掲載し情報として皆様に紹介するなどし、知恵を絞る工夫を重ねてまいりました。

全体を通してみると、計画通りに実施できなかった事業や、実施できたとしても参加人数が極端に少ないなど、所期の目的には遠いものもございましたが、これらの工夫は、経験値として、私どもに一定の成果をもたらすこととなり、その点では、コロナ禍というピンチをチャンスへと変えるような対応が多少はできたのではないかと自負するところです。

これも偏に、会員企業の皆さまによる、各種事業活動に対する格別のご支援とご協力、加えて、北区・守山区など周辺地域・社会の皆さま方による、私どもの社会貢献活動等へのご理解とご参加のお力添えを賜ればこそであり誠にありがたく、深く感謝申し上げます。

名古屋北法人会には、「税」を軸として約2700社が集い、会員交流・支援事業のほか、公益法人として地域社会貢献活動を積極的に展開しております。

法人会は、「健全な経営」、「正しい納税」、「社会に貢献」を3本の柱として真面目に活動を継続する“よき経営者の団体”であり、その最大の加入メリットは、私どもの活動及び会員に対し、税務ご当局の信頼をいただいていることにありと確信しておりますが、近年、残念なことに当会の会員数は減少傾向にあります。

新型コロナウイルス対応の必要から、存分な事業活動の展開が困難な情勢ではありますが、より多くの会員が法人会加入のメリットを感じられる活動を展開し、地域社会の皆さま方に「法人会」という団体をしっかりと認知していただくことが必要です。

会員数の拡大、組織の充実・強化に向けても、本会、支部、青年及び女性部会などの場面において、会員同士の顔の見える、繋がり広がる活動を展開すべく、困難な今を契機として、私たち経営者の英知をもって「法人会」に集い、その魅力と活力、税団体としての存在感とともに新たな発想で会活動の活性化を図り、活動を通じて得られる“信頼関係”を糧にして、会員相互・地域社会とのネットワークを強固にし、会社の繁栄と、地域の振興、ひいては国・社会の繁栄に貢献していきたいと存じます。

結びにあたり、皆さまのご健勝とご多幸、社業のますますのご発展をご祈念申し上げ、年頭のごあいさつとさせていただきます。

年頭のごあいさつ

名古屋国税局 課税第二部長 鈴木友康



令和3年の年頭に当たり、公益社団法人名古屋北法人会の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響による自粛要請や緊急事態宣言の発出等が行われ、様々な局面で異例の対応を強いられる年となりました。

一方、東海地方出身の藤井聡太棋士の史上最年少での2冠獲得と八段昇段といった次世代を担う若者が活躍するという大変喜ばしい出来事もありました。

このような中で、新しく迎える年が、会員の皆様にとって希望の多い充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、貴法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

さて、税務行政を取り巻く環境は、経済活動のICT化やグローバル化などにより大きく変化しております。このような状況の下、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という私どもに課された使命を果たすためには、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を2本柱とする税務行政のスマート化を目指す必要があります。その実現に向けて、申告・納付のデジタル化の推進等に取り組んでいるところではありますが、これらの取組を成し得るためには、e-Taxやマイナンバー制度の普及・定着が必要であり、法人会の皆様の御協力が不可欠であると考えております。

また、昨年は、多くの企業の方にとって、軽減税率制度実施後の初めての確定申告となりましたが、概ね円滑に行っていただくことができたと考えており、法人会の皆様が、説明会の開催や制度の周知・広報活動など幅広く御協力をいただきましたこと、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

今後は更に、軽減税率制度の定着・インボイス制度の円滑な導入に向けて取り組んでいくこととしておりますので、引き続き、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さらに、貴法人会において作成されております「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」は、納税者の皆様の税務コンプライアンスの向上に役立つものであり、極めて有意義な取組と考えておりますので、今後も積極的な取組をお願いいたします。

国税当局といたしましては、今後も法人会の皆様との連絡・協調を密にしながら適切な対応に努めてまいりますので、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人名古屋北法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

謹賀新年

本年もよろしく
お願いいたします
令和三年が皆様にとって
良い年でありますように

名古屋北税務署長

大橋 慎一



納税表彰受章者

受章おめでとうございます

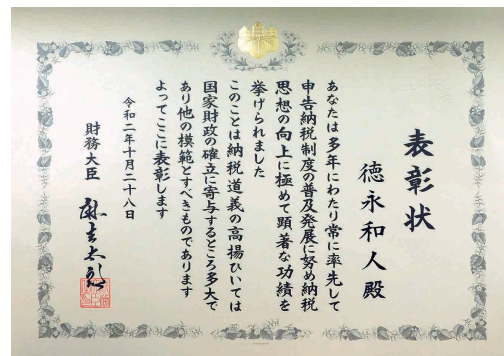
(敬称略)

令和2年度納税表彰者の方々は、次のみなさんです。本年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、全国で統一して納税表彰式を挙行しないこととされました。



財務大臣表彰

徳永 和人 (株)ナカシロ

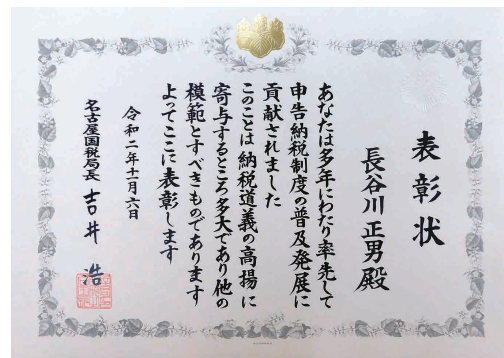


財務大臣表彰状は、吉井浩名古屋国税局長から手渡されました。



名古屋国税局長表彰

長谷川 正男 (株)エイチエムテクノス



名古屋国税局長表彰状は、大橋慎一名古屋北税務署長から手渡されました。



名古屋北税務署長表彰

徳永 宏志 (株)ナカシロ



名古屋北税務署長表彰状及び名古屋北部税務推進協議会長表彰状は、大橋慎一名古屋北税務署長が会社を訪問して直接手渡されました。

朱宮 真佐樹 (有)千成工業



名古屋北部税務推進協議会長表彰

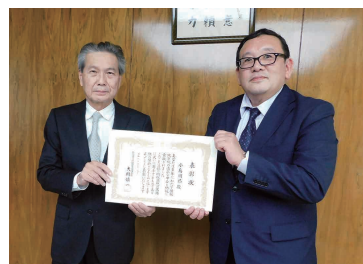
木村 吉伸

木村紙商事(株)



小島 明己

ムツミ工業(株)



犬飼 章子

犬飼商事(有)



秋山 知弘

(有)彩光社



納税表彰一口メモ

納税表彰の制度は昭和 27 年から始まり、財務大臣表彰、国税庁長官表彰、国税局長表彰、税務署長表彰等があり、現在は秋の「税を考える週間」の時期に合わせて行われています。

「個人または法人で、多年にわたり誠実な記載をした国税に関する申告書を提出し、期限内納付を継続している者」や「納税思想の高揚と、納税施設の普及改善に努め、その功績が特に顕著な者」を表彰すると規定されています。

「令和3年度税制改正に関する提言」を決議

去る9月24日、全法連は理事会を開催し、全国の法人会から寄せられた税制改正に関する要望や、税制に関するアンケートを実施するなどして取りまとめた「税制改正に関する提言」を決議しました。

はじめに

新型コロナウイルス感染症は、世界的に大流行し、我が国経済も完全に飲み込まれ社会経済活動が機能不全に陥るなど、国難ともいえる未曾有の危機に直面しました。本年の「税制改正に関する提言」を取りまとめるに当たってのキーワードは、言うまでもなく新型コロナウイルス感染症であり、それへの対応を最優先課題としました。

とはいえ、要因が要因だけにこれまでのような経済対策では対応できず、個人の生活や中小企業などの“出血”を止める財政支援を中心とした社会政策を求める形となりました。

感染収束の時期が見通せないことから、景気のV字回復は困難となるばかりか、個人も企業も新型コロナの存在を前提とした「新しい日常」への行動変容を余儀なくされたほか、国家的課題である社会保障や税財政の改革も一時棚上げ状態となりました。

しかし、いくら危機対応に財政出動が必要であるとはいえ、大規模な赤字国債の発行により急速かつ深刻化した財政悪化を見逃すわけにはいきません。

今回の提言は、こうした現状認識と問題意識を背景に、「コロナ収束後」を見据えた借金返済計画の議論に入るよう求めたのが最大の特徴であり、その返済財源については、将来世代に回さず現世代で背負うよう促しています。

また、生産性の向上と雇用の安定につながるデジタル化については、今般のコロナ禍でその遅れがあらわになったほか中小企業の脆弱な経営基盤への対応も必要であることから、更なる推進のための大胆な規制改革と税財政政策の必要性を強調しました。

令和3年度税制改正スローガン

- コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、中小企業に実効性ある支援と税制措置を！
- 厳しい財政状況を踏まえ、コロナ収束後には本格的な税財政改革を！

令和3年度 税制改正に関する提言(要約)

I. 税・財政改革のあり方

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。そして今後も新たな感染症の大流行や経済危機、大規模な自然災害の発生が考えられる。せめて国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせずに現世代で解決するよう議論を開始せねばならない。そのうえで「コロナ後」を見据えた本格的な税財政改革に取り組むことが求められよう。

1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

- ・ 新型コロナウイルスは収束の見通しが立たないことから、その影響は長期化が予想される。このため、新型コロナ感染対策と経済活性化の両立を図っていかなければならない。とりわけ、コロナ禍の影響によって発生した生活困窮者や経営基盤が脆弱な中小企業には、引き続き実態等を見極めながら効果的な支援措置を迅速に講じていくことが重要であろう。

- (1) 新型コロナの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。中小企業は我が国企業の大半を占めており、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献していることから、その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要がある。その際、国や地方は今般の支援制度の周知・広報の徹底や申請手続きの簡便化、スピーディーな給付等、実効性を確保することが重要である。
- (2) 新型コロナ拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和をスピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、需要喚起を行うことも必要ではあるが、それが財政規律を無視したバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。とりわけ、今年度補正予算で盛り込まれた膨大な予備費については厳しく用途をチェックする必要がある。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については

聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

- (4)国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに、一部には日本国債の格付け引き下げの動きもでており、政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・ 社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。
 - ・ 社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
- (1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2)医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。
- (3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にとメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4)生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。
- また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6)中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- ・ 新型コロナウイルス対策についても、与野党を含めて政治の対応が迷走しているほか、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかになり、国民の不満と不信感は近年にないほど高まっている。これを機に地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。

- (1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

- ・ マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それは今般の新型コロナ対策でも給付金申請手続きの混乱などで明らかになった。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。

II. 中小企業が事業継続するための税制措置

1. 法人税関係

- ・ 中小企業は新型コロナ拡大による深刻な影響を受け不安が増幅している。さらに、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和3年3月末日が適用期限となっていくことから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。

(3) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(生産性向上特別措置法)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業

年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「中小企業経営強化税制」、および令和元年度税制改正で創設された「中小企業防災・減災投資促進税制(中小企業強靱化法)」は、令和3年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

(4)役員給与の損金算入の拡充

①役員給与は原則損金算入とすべき。

②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき。

(5)新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の延長等

新型コロナウイルスの収束時期は不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。

2.消費税関係

- 消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいという、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。
- このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1)現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」は、令和3年3月末日をもって適用が終了することとなっている。今般の新型コロナにより、中小企業が多大な影響を受けていることを考慮すると、同特別措置の適用期限を延長するとともに、引き続き、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2)消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3)システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

(4)令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。こうした中で新型コロナの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えている。これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

3.事業承継税制関係

- 我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくな

れば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

①猶予制度ではなく免除制度に改める。

②新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

4.相続税・贈与税関係

- 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。なお、贈与税は経済の活性化に資するよう、次のとおり見直すべきである。

(1)贈与税の基礎控除を引き上げる。

(2)相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

5.地方税関係

(1)固定資産税の抜本的見直し

令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。

③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。

- ④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- ⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2)事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3)超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

(4)法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税收確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

6.その他

- (1)配当に対する二重課税の見直し
- (2)電子申告

Ⅲ.地方のあり方

- ・今般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。そもそも地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、地方活性化の観点からも重要であることが指摘されてきた。これを機に分権化の議論がさらに高まることを期待したい。

地元選出の国会議員に対し、税制改正提言書を手交

12月7日、北区の議員事務所において、参議院議員の安江伸夫議員(公明党)本人と面会し、法人会の「令和3年度税制改正提言」を手交しました(写真)。
安江議員からは、「租税教育の充実も含め、皆様の声にしっかりと対応して参りたい。」旨のことばをいただきました。
また、12月15日には、衆議院議員の吉田つねひこ議員(立憲民主党)とも面会し、「令和3年度税制改正提言」を手交しました。



安江伸夫議員

- (1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。
- (2)広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3)国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4)地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数(全国平均ベース)が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5)地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ.震災復興等

- ・東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～令和2年度)」も最終年度である5年目に入ったが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。
- ・また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。

V.その他

- 1.納税環境の整備
- 2.租税教育の充実

税務署からのお知らせ

申告書の作成・送信は **自宅で** 国税庁ホームページから！

STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告



スマートフォンはこちらから→



確定申告書等作成コーナーの
利用者の感想
94%の方が役立つ
と回答

確定申告書等作成コーナーの
利用率
3人に2人が利用

STEP 2 申告書を作成

国税庁 確定申告書等作成コーナー

給与所得の入力

令和元年分の源泉徴収票に記載されているとおり、入力してください。
記載のない情報は、給与所得の入力画面から入力してください。

源泉徴収票の入力

A. 支払金額 (円)

B. 源泉徴収額 (円)

※ 2段で記載されている場合、下の欄の金額

スマホ専用画面

給与所得の入力

令和元年分の源泉徴収票に記載されているとおり、入力してください。
源泉徴収票に記載のない情報は、後の各所得の入力画面から入力してください。

① 支払金額
円

② 源泉徴収額
円

③ 源泉徴収額が2段で記載 (円未満)
2段で記載されている場合、下の欄の金額

④ 「(源泉) 控除対象配偶者の有無等」、「(配偶者 (特別) 控除の額)」のいずれかの記載
0の場合は「なし」を選択してください。

あり なし

パソコン画面

パソコン、スマートフォンなどから画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます！



※ 65万円の青色申告特別控除を受ける場合など一部の方はスマートフォンでは作成できません。

※ 画面は令和元年分のもです。

STEP 3 申告書を送信

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

① マイナンバーカード



取得方法は裏面
を見てね！



② ICカードリーダライタ 又は マイナンバーカード読取対応のスマートフォン



又は



ICカードリーダライタと
して代用できる端末は
一部のAndroid端末のみ



対応端末の一覧
はこちらから！

※ 印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

IDとパスワードで送信

重要書類

ID・パスワード方式の届出完了通知 ID・PW

(見本)

ID・パスワード方式に対応した
ID・パスワード↓

1111 1111 1111 1111

a12345678

ID・PW
が目印

・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。

・既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

国税庁ホームページはこんなに 便利！

マイナポータルを使えば、データが自動入力されます



マイナンバーカードを使って「**マイナポータル**」から生命保険料控除証明書などの申告に必要な情報をまとめて取得でき、申告書の作成時に証明書の金額・発行元の情報などが自動入力されます。

(注) ご利用に当たっては、事前準備が必要です。
詳しくは、国税庁ホームページの「マイナポータルを活用した年末調整及び所得税確定申告の簡便化」をご確認ください。



詳しくはこちら！

Google Chrome が使えます



令和3年1月以降、パソコンをご利用の方は「**Google Chrome**」でも、国税庁ホームページからマイナンバーカードでe-Tax送信ができます。

(注) Windowsのみの対応であり、macOSには対応していません。
また、ご利用に当たってはマイナポータルAPのインストールが必要です。

困ったら" ふたば " にご相談ください ※令和3年1月公開予定



税務職員
ふたば

申告書の作成でお困りのときは、「**税務相談チャットボット**」にご相談ください。ご質問を入力いただければ、AIを活用した「**税務職員ふたば**」がお答えします。

チャットボットで解決しない場合は、国税庁ホームページの「**タックスアンサー**」をご確認いただくか、**電話**でお問い合わせください。



スマホでの相談
はこちらから！

お問い合わせ先は、確定申告書作成コーナーの「お問い合わせ」画面をご覧ください。

マイナンバーカードでできることって？

マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信すれば、**本人確認書類の提示又は写しの添付は不要**です。また、マイナンバーカードでログインすれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。

マイナンバーカードの取得方法

スマートフォン・パソコン・郵便などで申請でき、無料で取得できます。

詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。



スマホによる申請
はこちらから！

マイナンバーカード 取得方法

Android、Google Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。
Windowsの名称は、米国及び他の国々で登録された米国Microsoft Corporationの商標です。
macOSの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。



国税庁 法人番号7000012050002

R2.9

確定申告会場にお越しになる方へ ～感染リスク軽減のための対応～

毎年、確定申告会場は、多数の来場者で大変混雑します。

令和2年分の確定申告に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するためにも、ご自宅から申告できるe-Taxをぜひご利用ください（11ページ、12ページを参照ください。）。

e-Taxの事前準備や申告書の作成手順は、国税庁のホームページ「動画で見る確定申告」でもご案内しています。詳しくは、同ホームページ「e-Tax事前準備のご案内」をご覧ください。

国税庁ホームページアドレスは、<https://www.nta.go.jp/>です。

◎確定申告会場のご案内◎

【会場名】 中産連ビル 2階集会室 （名古屋市東区白壁三丁目12番13号）

※ 無料駐車場なし。有料駐車場も台数に限りあり。

【開設期間】 令和3年2月16日（火）～ 3月15日（月）

※ 土曜日・日曜日・祝日は除きますが2月21日（日）・2月28日（日）の2日間に限り開設します。

※ 本年確定申告に限り、上記期間に加えて、税理士による無料相談所を併設して、公的年金を受給されている方を主な対象に2月9日（火）から2月15日（月）まで当会場で申告相談を受け付けます（平日のみ）。
また、申告義務のない還付申告の方（年末調整済の給与所得のみの方が医療費控除や寄付金控除により還付を受けられる場合など）や消費税の申告相談は、3月30日（火）まで当会場でを行います（平日のみ）。

【開設時間】 午前9時15分～午後5時

【会場への入場方法】 **確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。**

会場内の混雑を回避する観点から、会場に入場する際は、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要です。

入場整理券は、各会場で当日配付しますが、オンラインで事前に発行する方法も導入予定です。（詳細は後日、国税庁ホームページ等にてお知らせします。）。

なお、入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。

確定申告会場における感染防止対策について



○入場時の検温の実施

確定申告会場への入場時に検温を実施します。37.5度以上の発熱がある場合、咳などの風邪の症状がある場合、検温にご協力いただけない場合など感染防止の観点から適切でないと判断した時には入場をお断りさせていただきます。発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、後日あらためて来場していただくようお願いいたします。



○マスクの着用、手指消毒のお願い

会場ではマスクを常時着用していただき、会場入口等で手指消毒をお願いします。



○少人数での来場

会場には、申告される方おひとりでお越しください。
介助を要する等の理由で複数名でお越しになる場合においても、必要最小限の人数でお越しください。

～税務署での対策のご紹介～

- ・ ソーシャル・ディスタンスを確保した会場レイアウトを採用します。
- ・ こまめな換気・消毒を実施し、会場内には手指消毒液を設置します。
- ・ 職員は、マスク・フェイスシールドを着用して対応し、日々の体調管理を徹底します。

【お問合せ先】 名古屋北税務署 TEL (052) 911-2471

※ 電話は、自動音声により案内しています。案内にしたがって、番号を選択してください。

医療費控除は

領収書では医療費控除は
受けられません！

“医療費控除の明細書”の添付が必要です

改正の ポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに

“医療費控除の明細書”の添付

が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅で**5**年間保存する必要があります。

(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)

※医療保険者等から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

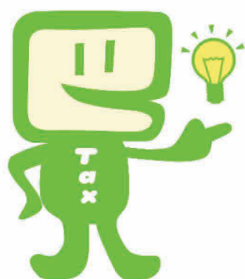
(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

(注) 医療費通知を添付する場合、保険者番号及び被保険者等記号・番号部分にマスキング処理(番号等が復元できない程度に黒マジックなどで塗り潰すこと)をお願いします。

医療費控除の明細書(裏面)の記載例

国税太郎さんの例(生計が同じ妻:花子さん)

国税太郎さんが受けた医療			
2/18	■●病院	診療	6,000円 ①
5/28	■●病院	診療	3,400円 ①
	▲▲薬局	医薬品	700円 ②
国税花子さんが受けた医療			
9/13	〇〇診療所	診療	3,300円 ③
		医薬品	1,100円



・医療を受けた人
・病院・薬局
ごとに医療費を合計
して記載します。

年分 医療費控除の明細書【内訳書】								
※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。								
住 所	氏 名							
1 医療費通知に記載された事項								
医療費通知(※)を添付する場合、右記の①～④を記入します。								
※医療保険者等が発行する医療費の通知を添付する場合は、次の6項目が記載されたものを使用します。								
(例) 健康保険組合が発行する「医療費のお知らせ」								
①被保険者の氏名、②医療を受けた年月、③医療を受けた者、④医療を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称								
①	②	③	④	⑤				
円	円	円	円	円				
2 医療費(上記1以外)の明細								
「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。								
(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や生命保険などで補てんされる金額				
円	円	円	円	円				
2 医療費(上記1以外)の明細								
(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額					
① 国税 太郎	■●病院	☑診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費	9,400円					
② 同上	▲▲薬局	☐診療・治療 ☐介護保険サービス ☑医薬品購入 ☐その他の医療費	700円					
③ 国税 花子	〇〇診療所	☑診療・治療 ☐介護保険サービス ☑医薬品購入 ☐その他の医療費	4,400円					

医療費控除の申告は

確定申告書等作成コーナーで！

「医療費控除の明細書」も作成できます。

確定申告



税 税務署

<https://www.keisan.nta.go.jp>

愛知県税だより

電気供給業（小売電気事業等・発電事業等）に係る 法人事業税の課税方式の変更について

令和2年度税制改正により、電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等に係る法人事業税の課税方式が変更されました。令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

概要については、以下のとおりです。

概 要

電気供給業について、変更前は収入割額により課税することとされていましたが、今回の変更により、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人（特定目的会社、投資法人、一般社団法人、一般財団法人を除きます。）は収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額により、その他の法人は収入割額及び所得割額の合算額により、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、それぞれ電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等に課税されることとなりました。

（地方税法第72条の2第1項、第72条の12、愛知県県税条例第42条の23、第42条の23の5）

	法人の種類	課税方式	
		改正後（R2.4.1以後に開始する事業年度）	改正前
小売電気事業等 及び 発電事業等	資本金の額又は出資金の額が 1億円を超える普通法人（※）	収入割 + 付加価値割 + 資本割	収入割
	上記以外の法人	収入割 + 所得割	収入割

※特定目的法人、投資法人、一般社団法人、一般財団法人を除きます。

資本金の額又は出資金の額が1億円を超えるかどうかは、事業年度終了の日（仮決算による中間申告にあっては事業年度開始の日から6月を経過した日、清算中の法人にあっては解散の日）で判定します。

小売電気事業等とは・・・

ア 電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業

イ アに準ずるものとして総務省令で定める事業（※）

※ イは、他の者の需要に応じ電気を供給する事業をいいます。

ただし、一般送配電事業（電気事業法第2条第1項第8号）、特定送配電事業（電気事業法第2条第1項第12号）、発電事業（電気事業法第2条第1項第14号）及び発電事業に準ずる事業に該当する部分を除きます。

（地方税法施行規則第3条の14第1項）

発電事業等とは・・・

ア 電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業

イ アに準ずるものとして総務省令で定める事業（※）

※ イは、自らが維持し及び運用する発電用の電気工作物を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電する事業をいいます。

なお、当該電気を発電する事業と併せて他の者の需要に応じ当該電気を供給する場合には、当該供給を行う事業（小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業に該当する部分を除きます。）を含みます。

（地方税法施行規則第3条の14第2項）

その他

令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日を含む事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等を行っていた法人が、小売電気事業等又は発電事業等に係る所得割の課税標準を算定する場合には、令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度の開始の日前10年以内に開始する各事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等に係る所得を、法人税の課税標準となる所得の計算の例により算定していたものとみなします。（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第6条第2項）

大法人のeLTAX使用が義務化されました！

予定(中間)申告はすでに始まっています！

平成30年度税制改正により、大法人の令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人県民税・法人事業税の申告は、電子情報処理組織を使用する方法（eLTAX）による提出が義務化されました。

◎対象税目

法人県民税・法人事業税（特別法人事業税を含む）

◎対象法人

- ・事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- ・相互会社、投資法人及び特定目的会社
- ※外国法人については、電子申告義務化の対象外

◎適用開始事業年度

令和2年4月1日以後に開始する事業年度

◎対象申告書等

確定申告書・予定申告書・仮決算に係る中間申告書・修正申告書及び法令において申告書に添付すべきこととされている書類

◎申告書の添付書類の提出方法の柔軟化

対象法人が提出する申告書の添付書類については、eLTAXの利用に加えて、記載事項を記録した光ディスク等を提出する方法により行うことができます。

ご注意ください！

eLTAXによる申告がなされない場合は、不申告として取り扱います！

インターネット回線の故障などによりeLTAXができない場合の対応

◎eLTAXに障害が発生したことに伴い、多くの納税者が期限までに申告等を行うことができないと認められる場合

⇒ 総務大臣の告示により、申告等の期限を延長し、申告書及び添付書類を書面により提出することができます。

◎電気通信回線の故障、災害その他の理由によりeLTAXの利用が困難であると認められる場合

⇒ 申告書及び添付書類を書面により提出するためには、事前に地方公共団体の長の承認を受ける必要があります。

◎お問合せ先

愛知県名古屋北部県税事務所 課税第一課 県民税・事業税第一グループ

電話 052-531-6304（ダイヤルイン）

◎愛知県財務部税務課ホームページ

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/>

名古屋市税だより

〔給与支払報告書提出のお願い〕

令和2年中に給与等の支払いをした方は「給与支払報告書（個人別明細書・総括表）」のご提出をお願いします。なお、『給与支払報告書の作成と提出についてよくあるご質問』を名古屋市公式ウェブサイト（<https://www.city.nagoya.jp/>）に掲載していますので、ご提出いただく際の参考としてください。

◇作成対象 令和2年中に給与等の支払いを受けた方で、

(1)令和3年1月1日に給与等の支払いを受けている方

(2)令和2年中に退職された方

（退職された方で支払金額が30万円以下の方については提出義務がありませんが、ご提出いただきますようお願いします。）

◇提出先 令和3年1月1日（退職された方は退職時）に

○名古屋市内に住所のある方

名古屋市個人市民税特別徴収センター

〒460-8201 名古屋市中区丸の内三丁目10番4号（丸の内会館）

○名古屋市外に住所のある方

各市（区）町村の住民税担当課（係）

◇提出期限 令和3年2月1日（月）

* なるべく1月20日（水）までの提出にご協力をお願いします。

◇問い合わせ先 名古屋市個人市民税特別徴収センター 電話 （052）957－6930

提出は電子申告が便利です

給与支払報告書や異動届出書を地方税ポータルシステム「eLTAX」により提出することができます。

自宅やオフィスのパソコンなどから複数の市町村へ一括して申告することができ、とても便利です。ぜひご利用ください。

※名古屋市に給与支払報告書を提出する場合の市区町村コードは、給与支払者の所在する区にかかわらず「231002」（末尾の数字は検査数字のため、5桁の場合は「23100」）です。ご注意ください。

「eLTAX」を利用されている方は、電子納税の手続きをしていただくと、インターネットバンキング等から特別徴収税額を納入することができます。

詳しくは「eLTAX」ホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

〔償却資産申告書提出のお願い〕

令和3年1月1日現在、名古屋市内に償却資産を所有する方は、資産の所在する区ごとに償却資産申告書を作成してご申告ください。

また、令和3年度申告分に限り、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等に対する課税標準の特例制度が新設されました。詳細につきましては、本市公式ウェブサイト (<https://www.city.nagoya.jp/>) でご確認ください。

◇提出期限

令和3年2月1日（月）

※提出期限間近は窓口が大変混雑しますので、

なるべく令和3年1月20日（水）までの申告にご協力をお願いします。

◇提出先・問い合わせ先

栄市税事務所固定資産税課償却資産係

〒461-8626 東区東桜一丁目13番3号（NHK名古屋放送センタービル8階）

電話 （052）959-3309

〔納税は便利な口座振替・自動払込みをご利用ください〕

◇ご利用いただける市税

市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）

◇お申込み手続き

「市税の納税通知書または領収書」、「預貯金通帳の口座番号がわかるもの」、「預貯金通帳のお届け印」をお持ちのうえ、預貯金口座のある名古屋市内の市税の取扱金融機関へお申込みください。

◇取扱金融機関

市税の納付を取り扱っている銀行、信託銀行、信用金庫、農業協同組合、信用組合、労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局

※全国の店舗でお申込みいただける金融機関と、愛知県内の店舗に口座をお持ちの方のみお申込みいただける金融機関がありますので、ご注意ください。

◇口座振替・自動払込みできる預貯金

普通預金、当座預金、納税準備預金、納税貯蓄組合預金、通常貯金

◇振替の開始

おおむね、申込みの月の翌々月以降の納期分からです。

※「口座振替・自動払込み開始のお知らせ」が届くまでは、お届けする納付書でお納めください。

◇振替日

各納期の最終日（納期限）。前納（1年分）の場合は第1期の最終日（納期限）です。

◇問い合わせ先

名古屋市市税収納事務センター

〒460-8202 中区丸の内三丁目10番4号（丸の内会館）

電話 （052）957-6931

税務調査を受けるための7つのポイント

名古屋税理士会名古屋北支部 税理士 太田啓之

はじめに

税務調査は、なにか問題があったらどうしようと不安に駆られながら調査官に対応しなければならないので、慣れていない社長にとっては大変なことだと思います。会計処理を正しく行いきちんと申告をされているのであれば問題はないのですが、税務調査がどのようなものであるかまったく知らない不安な気持ちは拭いきれません。そこで今回は税務調査に慣れていない方向けに一連の流れをご紹介します。

1. まず税務署から電話がかかってくる

基本的に税務調査が実施される前には税務署から電話がかかってきます。これを「税務調査の事前通知」といいます。話す内容は法律で定められており、具体的には以下の内容を話してきます。

①調査を開始する日時、②調査を行う場所、③調査の目的、④調査の対象となる税目、⑤調査の対象となる期間、⑥調査の対象となる帳簿書類その他の物件、⑦調査の相手方である納税義務者の氏名及び住所又は居所、⑧調査を行う職員の氏名及び所属官署

要は「いついつに〇〇税の税務調査に行きますので、〇年～〇年の帳簿などの準備をよろしくお願いします」ということを話してきます。

ちなみに、電話をかけてきた人が調査に来るとは限りません。

2. 調査の日時は変更できるのか

税務署からの電話で調査を開始する日時、開始する場所を指定されるのですが、これは決定事項ではありません。あくまで税務署側の希望なので都合が悪い場合は変更をすることが可能です。しかし税務署側の都合もあるのでそのあたりは話し合いで日時や場所が決まることになります。

3. 税務調査は断ることができるのか

税務署の税務調査は査察官が行う強制調査とは異なり任意調査と呼ばれているため、任意であれば断れそうなイメージがあるかと思うのですが、ここでいう任意とは納税者の許可を得ながら調査を進めていくという意味であり、税務調査自体を断ることはできません。

調査官には質問検査権という権限があり、これにより税務調査を拒否する場合には罰則があります。任意調査と言われているわりにはほとんど強制的です。ちなみに罰則というのは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金です。

4. 調査官に会ったら、まずやること

調査官が来たときに最初に確認しなければならないことは、調査官の身分証明書と質問検査章の確認です。税務調査に来る調査官はこれらの証明書を携帯しています。

ただ、こちらから提示を催促しなくても、調査官から「〇〇署の〇〇です」と名乗りながら身分証明書と質問検査章を提示するので注意するほどのことではありませんが、ニセ調査官ということもあり得るので調査官から提示がなければ提示するよう要求しましょう。



5. 準備すべき帳簿書類とは

調査の進め方は調査官それぞれ独自のやり方があり決まったものはないのですが、たいていの調査官は始めにどのような事業を行っているかなどの会社概況を聞いてきます。ある程度会社についての話を聞き取った後、帳簿書類などを調べていきます。

帳簿書類は、会社によってそれぞれですが共通するものとしては、決算申告書、財務諸表、総勘定元帳、仕訳帳、伝票、補助簿、売上帳、仕入帳、源泉徴収簿などです。事前通知の時に必要と言われたものについては、当日すぐに提示できるように準備しておいた方がよいでしょう。

6. 税務調査でよくチェックされるポイント

調査官が指摘するポイントは会社によって様々ですが、よくあるものが売上の計上もれと棚卸資産の計上もれです。



①売上の計上もれ

特に「期ズレ」が発生していないかチェックされます。期ズレとは当期の売上が翌期に計上されている状態のことです。基本的に売上は商品を引渡した時点をもって売上として認識します。決算日までに商品を引渡したにもかかわらず、その売上を翌期に計上してしまった場合は当期の売上がもれているとして指摘を受けてしまいます。

また、月締めで売上を請求している場合、締め日から決算日までの売上計上もれることがあります。これも期ズレです。たとえば20日締め請求を行っており、3月31日が決算日の場合は、3月21日～3月31日分の売上を別途計上する必要があります。

②棚卸資産の計上もれ

仕入計上が正しく行われているかを確認するために期末在庫をチェックされます。

計上もれの主なケースとしては、取引先に預けてあるものや移送途中のものが計上されていない、陳腐化により売れない商品を廃棄していないにもかかわらず在庫から省いてしまった、未使用の梱包材料などの消耗品費を貯蔵品として計上していなかったなどです。

また、仕入の際に発生した運送費などが在庫金額に含まれているか、製造業や建設業においては仕掛品、未成工事支出金に人件費が含まれているかなどもチェックされます。

7. 税務調査終了の際の手続

税務調査の結果、申告内容に問題がなかったということであれば調査終了です。後日税務署長から「その時点において更正決定等をすべきと認められない」という旨の書面が届きます。

しかし、申告書に間違いなどがあった場合は、調査官から調査結果の内容の説明を一通りされた後、修正申告をすることを勧められます。これを「修正申告の勧奨」といいます。

その調査結果に納得した場合は、修正申告書を提出して不足していた税額を納付します。さらに、そのペナルティーとして不足していた税額の10～15%の過少申告加算税、又は、その申告間違いが隠蔽又は仮装したものであれば35%の重加算税を納付しなければなりません。また、本来の納期限から遅れて支払うことになるので遅延利息として延滞税もかかります。

調査結果に納得できない場合は、修正申告の勧奨に応じず修正申告をしないこととなります。その場合、税務署長から更正処分を受けることとなり更正通知書が送付されます。この更正処分に納得できないのであれば、①税務署長等に対する再調査の請求、②国税不服審判所長に審査請求のいずれかを選択することができます。①を選択した後再調査の結果に不服があれば、②を選択することが可能です。さらに国税不服審判所長の裁決になお不服があれば、裁判所に訴訟を提起し裁判で争うことができます。

おわりに

事業経営をされている社長にとって切っても切れないのが税務調査です。

どうせ受けなければならないのであれば、対処法として税務調査がどのようなものであるか事前に知っておくことで堂々と臨むことができると思い基本的なことをご紹介しました。本稿が実際に税務調査を受ける際の一助になれば幸いです。

名古屋税理士会名古屋北支部

北区田幡二丁目12番14号 明治安田生命黒川ビル4階 電話 052-914-7215

家庭菜園雑感

守山北支部 ㈱モリ山技研 大野徳郎

今では「売地」の看板をよく見かけるが、以前はまず見かけなかった当時の話です。

拙宅南の隣地が知らぬ間に“分譲住宅会社の所有”との情報を掴んだ。自宅南側に分譲住宅を建てられては大変だ。その会社とは以前から取引があり、早速土地だけ購入する事にした。

購入したもののさてどうするか？拙宅は小幡緑地公園西側の高台にあり、土は赤土と小石交じりで、農作物は育ちそうにない。それでいて雑草だけは元気に育つ。2～3年後土盛、そして家庭菜園に挑む事にした。

土木業者に、家庭菜園目的で30センチ以上の盛土を依頼した。処が運ばれてきた土に小石は少ないが、山砂である。畠の土は無いのかを尋ねたら、“あなたの様な注文は殆どないので、そんな市場が無いですよ。”と言われ、納得せざるを得なかった。

家庭菜園を始めてみたら、当然ながら誠に育ちが悪い。農協の営農相談にお伺いしてみたら、“バーク堆肥”を施すとよいと指導を受けた。早速実行した。処が益々出来が悪い。そこで農業関連の本やネットで調べて次の事が判った。

一般に家庭菜園では、化成肥料の過多で問題が生じる事が多い。バーク堆肥は木から出る“おがくず”を発酵させたもので、施肥するとそれが過剰な化成肥料を一旦吸収してくれる。その結果、弊害が除かれる事になるのだ。然るに小生の場合、もともと肥料不足の状態でバーク堆肥を施肥したから当然の結果だ。専門家に相談する場合、こちらが十分な予備知識が無いと大けがの元になる場合もある事を学ばざるを得なかった。

さて、目指すは“有機家庭菜園”である。幸い小幡緑地公園が近くにあり、晩秋には落ち葉で一杯だ。それを集めて来て堆肥を作ることにした。それを数年続けた。ある年その作業をしていると、10年程先輩から“あなた何をしているのですか？”と声をかけられた。“この落葉を集め堆肥を作っています。”とお答えすると“そうですか。大正生まれの兄貴もそれやりましたヨ。懐かしいなあ”と、まるで現代の化石に遭遇したような事を言われ苦笑せざるを得なかった。その堆肥のお陰で盛土農地が更に5cm程高くなり、作物も育つ様に成った。以後、肥料は鶏糞、魚骨粉、油かす、有機石灰等を主とし、化成肥料は避けている。

手元に“家庭菜園大百科”という本がある。この本には114種類もの野菜のそれぞれの育て方のポイントが解かりやすく書かれている。類似の本は本屋に多数並んでいるし、ネットでも簡単に検索できる。本全体を熟読し良く理解した上で、それぞれの野菜の



要点を参照するのは良いが、前半を飛ばし、それぞれの要点だけ眺めるだけで、家庭菜園は簡単に出来そうな錯覚に陥る方もおありだろう。手始めが、たまたまうまくゆくと自信に繋がりそう。しかし現実は甘くない。いずれ手痛い失敗に会われるであろう。その失敗を後から振り返れば、起こるべくして起こった失敗と言わざるを得ないだろう。

農作業の基本には5個、**土、種、日光、水、気温** にあると小生は思っている。

- ①**土** 江戸時代、化成肥料や農薬なしの農業中心国家だった。人間は農作物を食べて栄養源にしているのに対し、畠は堆肥や人糞等を栄養源にしていると考えられていた。当時“米一升 土一升”と言われていたが、それは“良い畠の土一升は充分畠の栄養を取った結果で、米一升相当の価値がある”という意味だ。有機農業の基本思想も、この長年の経験から来ているのではなかろうか。
- ②**種** 種だけ見て、それがよく育つのか否かはわからない点が、良し悪し判断を困難にする。実際には少々高くても信用のある種を選ぶのが良いようだ。
- ③**日光** 日照不足は、農作業の大敵。その影響は、極めて甚大。例えば、残り4個が完璧な状態でも防草シートを敷いたら、雑草すら全く生えないのですから。
- ④**水** 野菜の種類により要求する水の量は異なり、それに合わせる事が大切だ。それに水のやり方が難しい。例えば1cmの雨が1時間かけて降れば完全に土にしみ込むが、ホースを使ってザーっとかければ殆どの水は低い場所に集まり、その部分だけしみ込むだけで全体に行き渡らない。
- ⑤**気温** 季節はずれの霜の被害は、良く知られている。今後予想される異常高温の被害も甚大だ。

実際問題として、この5個のずれの発生予測も難しく、前述野菜作りの各論は、5個とも問題なしの前提で書かれているのだ。これら5個のずれ対応のコツは、失敗を繰り返しながら学んで体得して行くしかないのではなかろうか。恥ずかしながら小生未だに失敗を重ねています。

最後にビックリする経験をしましたので、述べさせて戴きます。小生と同様守山北支部の役員をしてられる水野さんです。

この夏、作付け間違えてジャガイモとニンジンが出来過ぎて仕舞いました。彼女にお話しした処、早速拙宅菜園に来られた上、小生が日頃使っている農機具を使い、瞬く間に収穫を終えられました。その農機具の使い方の鮮やかな事、例えば、日頃ゴルフを楽しんでおられる方ならば、クラブ一振り見ればその方が全くの初心者か否かの判断は出来るのと同じで、小生からすれば驚きの技でした。処が本人は、“私全くの素人ですので”と言っておられますが。そして全部片付けて戴きました。これだけの量を全部裁いて仕舞われるのだから、彼女の交友の広さが伺われビックリ。更に、こんな時にはいつでも声をかけて下さいとの事。今後多めの作付け失敗の助け舟が用意された事になり、改めて感謝しています。

此処までお読み頂き、有難う御座います。お楽しみ頂けましたでしょうか？

お読み戴きました貴方様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げ、終えさせて戴きます。

北法人会の行事

令和2年8月1日～11月30日

経営教室

経営教室（第1回） 名古屋市北文化小劇場

8. 26 「リーダーに求められる危機対応の要諦」

ひらきプランニング(株)代表取締役 平野喜久 氏

◇災害の際でも、お客様への影響が最小限で済むように、また、事業を継続できるようにするためには、日頃どのような準備・対応が必要かを学ぶことができました。



経営教室（第2回） 名古屋市北文化小劇場

9. 17 「2025年『地域包括ケアシステム』を支える

ニュービジネスはこうして創り出す!!」

福祉イノベーション DO-zo 協理 神谷尚世 氏

◇日頃の行動の中での“ちょっとした気づき”をネタにしてお金儲けにつながり、関わった人すべてがウインウインになると教えていただき、日々の仕事が楽しくなりました。



税務教室

税務教室（第1回） 中日信用金庫本店ちゅうしんホール

9. 15 「知らないで損! コロナ禍に関する税務上の取扱い」

名古屋北税務署

法人課税第一部門統括国税調査官 田中 悟 氏

◇新型コロナの影響を受けている事業者に対する国税当局の様々な取組（期限の延長・納付の猶予・印紙税の還付など）について、Q&Aも示して具体的に説明いただきました。



税務教室（第2回） 名古屋市北文化小劇場

10. 16 I 税務大学校とは

II 暮らしの中の所得税

名古屋北税務署 筆頭副署長 大野正寿 氏

◇税務大学校での税務職員の研修制度等のご紹介のほか、「暮らしの中の所得税」では、居住者の定義や、医療費控除の留意点などについて説明をいただきました。



税務教室（第3回） オンラインセミナー

11. 5 年末調整説明セミナー「2020年の改正点はここ!」

小野税務会計事務所 所長/税理士 小野 恵 氏

◇初のオンラインセミナー。一部の方は、研修室にて動画を視聴しました。今年は改正事項が多くなっていますが、分かり易い解説と資料でよく解ったとの声をいただきました。



税務教室（第4回） 名古屋市北文化小劇場

11. 18 年末調整の説明会

「改正事項を中心に、間違いやすいポイントを解説」

税理士 鵜飼 孝一 氏

◇改正の趣旨について理論的に説明がありました。今年の年末調整がとても大変なことがわかりました。年末調整のためのテキスト「年末調整のしかた」を配付しました。



税務教室（第5回） 名古屋市北文化小劇場

11. 27 「税務について想うこと」

名古屋北税務署 署長 大橋慎一 氏

◇署長様のご信条や、日本の財政の現状、近未来の税務行政のイメージのほか、ご自身の経験を踏まえた上手な調査の受け方についても丁寧にご紹介いただき、大変ためになったと好評でした。



講演会

11. 12 「税を考える週間」記念講演会 名古屋市守山文化小劇場

「絶体絶命は打ち出の小槌〜ピンチこそ私のチャンス」

東京大学大学院情報学環客員研究員 昭和女子大学現代ビジネス研究所特別研究員

タレント／エッセイスト 小島慶子 氏

(31P もご覧ください)

パソコン教室

11. 19 パソコン講座（1日目）

11. 26 パソコン講座（2日目）

12. 3 パソコン講座（3日目）

◇個別指導形式によるパソコン講座を事務局研修室にて開催しました。今年はコロナウイルス感染の状況を考え、人数を制限して開催しました。



講師 システムカレッジ 代表 平林一紀 先生

その他

8. 17 決算期別説明会

11. 6 「決算と申告のポイント」自主点検チェックシートを使用

名古屋北税務署 法人課税部門上席国税調査官 村松弘邦 氏



11. 25 大規模法人研修会 ウィンクあいち5階小ホール

「税務行政の現状と課題」

名古屋国税局 調査部 部長 野路英幸 氏

「申告書作成のチェックポイント」

名古屋国税局 調査部 調査審理課課長 木下 篤 氏



役員会

8. 7 運営会議

8. 7 常任理事会

9. 9 運営会議

9. 9 本部理事会

10. 15 広報委員会

支部報告

活動レポート

講演会

守山6
支部

合同オンライン講演会

開催日：11月17日

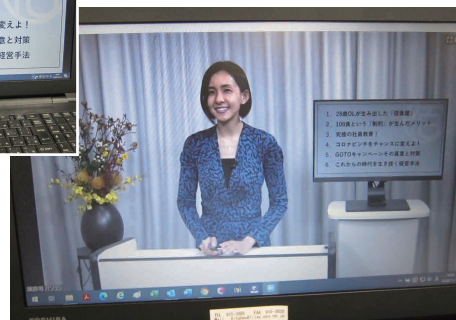
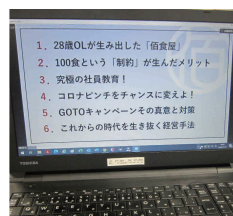
テーマ：「逆境に負けない強い中小企業の在り方」

～ with コロナ after コロナの時代に向けて～

講師：(株)minitts 代表取締役 中村朱美氏

6支部としては初めてのオンライン講演会に臨みました。

1日100食限定で、美味しいものを手軽に提供する「佰食屋」を人気店へ成長させた若き社長の実際の苦労体験をもとにしたお話でした。



名古屋北法人会のホームページから、24時間いつでも無料でインターネットセミナーをご覧いただけます。名古屋北法人会の会員の方は、ID、パスワードを入力するだけで100以上のセミナーを無料受講できます。ログインID…「hj1897」、パスワード…「3886」
会員以外の方も視聴可能なコンテンツがあります。

研修会

瀬古
支部

観劇研修会

開催日：10月7日

場所：御園座

「鍾ヶ崎」「歌舞伎のみかた」「連獅子」

台風14号の接近に伴い荒れた天気になる事も心配された中、久しぶりの開催となった瀬古支部の研修会は、名古屋御園座での観劇研修でした。

午後3時15分に集合した参加者は総勢26名、まずは御園座をバックにして記念写真を撮り、その場で支部長からの挨拶。コロナ禍での制約された行事にもかかわらず、多くの会員企業に参加していただいた事への感謝の思いが伝えられた後、「身元確認書?」を携え、入口では検温をしながらの入場となりました。

一席ずつ間隔を空けての着席は、お二人で参加の方には寂しげではありましたが、左右の充分なゆとりを満喫しながらの観劇は今までないと感じていない事かも知れません。

通常より短めの演目であったものの、中盤の「歌舞伎のみかた」の解説、最後には歌舞伎の定番「連獅子」を観終る頃には、雅な日本の伝統芸能のすばらしさを参加の皆様を感じ取ってもらえたようでした。

(瀬古支部長 小田耕司)



金城西
支部

見学研修会

開催日：10月21日

場 所：平宗倭膳たまゆら 他

奈良の郷土食「柿の葉寿司」作り体験研修

柿の葉ずしの歴史は、江戸時代に遡るそうです。

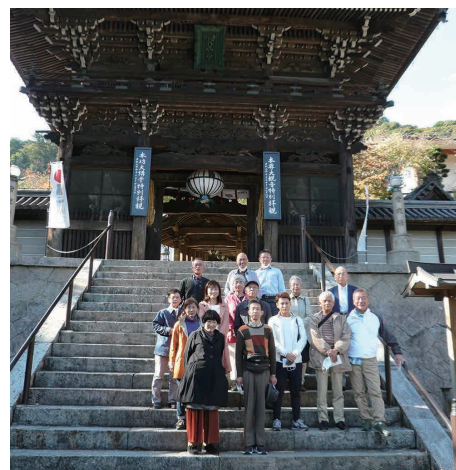
奈良といえば、海に面していない地域。

和歌山の港で採れた魚を商人が運ぶときに、冷蔵設備がない時代は、魚が傷まないようにたっぷり塩がされていたのですが、奈良に着く頃には塩がまわってとても塩っぱくなってしまい、とても食べられたものではなかったそうです。そこで、魚の身を薄く削いで、ご飯にのせて食べるようになったことが柿の葉ずしのきっかけと言われています。といった、解説をしていただきながらの「柿の葉ずし」作り体験。

実際に柿の葉で、おすしを包むところから体験できました。

参加者のみなさん、それはもう真剣勝負(笑)。思うように上手く柿の葉で包めず、苦勞される方もチラホラ?きっちり作られる方、おおらかに包む方。

男性女性に関わらず、それぞれの個性が出た「柿の葉ずし」となっていました。



役員会

9. 10 守山北支部（資料配付式）

支部長が理事会報告などに関する書類を持参して、支部役員さんの会社を訪問し、説明しました。



9. 28 杉村大杉清水3支部代表役員会

合同講演会の実施計画、バス見学研修旅行の実施の可否などについて検討しました。

10. 15 守山北支部

やはり、役員が一堂に会して直接話を交わしたいということで、会場をいつもと変えて、社会的距離の確保できる会場で開催しました。

守山6支部行事への参加を呼び掛け、また、支部の会員さん参加行事の計画を検討しました。

会員拡大については、今年も目標を達成できるように意思統一を図りました。



10. 16 杉村支部

会員拡大の取り組み方について、例年と同様に積極的に実施していくことを決定しました。

また、今後の行事計画については、主として3支部合同見学旅行の実施方法について確認しました。

出席された役員さんからは、コロナの影響による退会者状況等について、質問がありました。



活動レポート

事業活動

10. 6 租税教室講師養成講座 名古屋北税務署大会議室
講師 名古屋中税務署 税務広報広聴官

名古屋北税務署の主催で開催され、市税事務所職員さんや税理士さんと一緒に講習を受け、より子供たちに興味を示してもらえるような手法を考えるヒントをいただきました。

令和3年2月3日に行う東志賀小学校での租税教室に活かします。



税務研修会

10. 9 「広域税務調査体制に関する解説」
名古屋北税務署
法人課税第一部門統括国税調査官 田中 悟 氏

名古屋北税務署の田中法人1統括官から、税務の「広域運営体制」に関するお話をいただきました。



情報交換会

10. 9 講師 川邊清成 氏 川辺建設㈱
桐島和江 氏 ㈱桐島組
山下里香 氏 山下りか FP Office

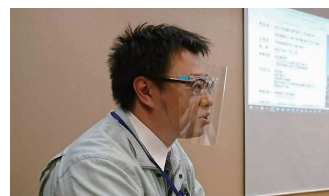
情報交換会は、部会員を講師として、自社の業務やその特色、苦労などを仲間に紹介し、互いの情報交換とプレゼン能力を高めることを主な目的として開催しました。

今回は、建設工事業、鳶土工業、FPプランナー業を営む部会員さんがそれぞれ自社事業の歴史、概要、特殊性、特技等をコンパクトにまとめて他の部会員にプレゼンテーションしました。

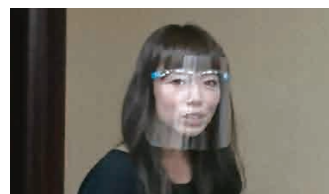
青年実業家としての日々の苦労話もあり、一時間の予定の研修会が盛り上がってしまい30分も延長になってしまいました（笑）。

また、税務研修会では、税務署の田中法人1統括官から、税務の「広域運営体制」に関するお話をいただきました。

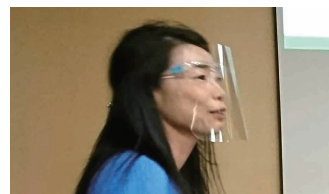
しっかりと勉強会をした後は、コロナの感染拡大防止に配慮しながら、楽しく懇親会を行いました。みんなでいただくビールは、たいそう旨かったとか？みなさん、お疲れさまでした。



川邊さん



桐島さん



山下さん



役員会

8. 20 Zoom(運営会議)

コロナ禍の中で青年部会としてどのような活動を続けていけるのか、また、どのような方法で実施していけるかなどについて話し合いました。

9. 08 Zoom

Zoomを活用して開催しました。リアルではしばらく会っていなかったので、それぞれが近況報告等を行いました。初めてパパになった太田氏からは、可愛いBabyちゃんを紹介いただき、みんなニコリ。



10. 16 青年部会運営会議

11. 10

健康経営に取り組むに当たり「健康経営」をちゃんと理解するための勉強会を企画することを確認しました。

また、令和2年3月の卒会者を囲んでの懇親会の開催ができていないので、併せて忘年会を開催する計画を立てました。

* 残念ながら、コロナ感染症が拡大したことから、忘年会は中止となりました。



身近な方に「青年部会」への加入をお勧めください

法人会会員の皆さまの会社で、50歳未満の幹部候補生の方がいらっしゃいましたら、ぜひ青年部会への入会をお勧めください。

慣れ親しんでいる法人会を次の世代に繋いでいくためにも何卒ご協力ください。

青年部会では、次の3つを掲げて活動しています。

- ① 楽しく活動し、自分自身を磨き、信頼できる仲間づくりをする。
- ② 税知識の向上、経営者としての資質を磨き、社会に貢献できる人材となることを目指す。
- ③ 会員交流を通じて経営上の悩みの共通認識やその解決策を探る。視野を広げる。

青年部会にご加入いただくと・・・

- ・ 仕事も家庭も忙しい現役世代の集まりであるからこそ、工夫して楽しく活動することができます。
- ・ 「税」をキーワードに、経営者同士、利害関係なく本音の話ができます。
(ご自身のネットワークが広がり、有意な情報を共有することができます。)
- ・ 所属期間(50歳まで)を利用し、互いに磨きあい立派な経営者となり、更に社会に貢献できる人物を目指します。
- ・ 名古屋北法人会の次代の役員候補を育成する役割を担います。
(年会費は、18,000円です。)

活動レポート

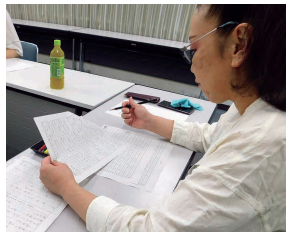
事業活動

9. 16 税に関する作文の審査

名古屋北税務署会議室

納税貯蓄組合連合会が募集した中学生の税に関する作文の作品審査を行いました。

中学生の体験や税についての想いが綴られていて、作品選びに苦労しました。



10. 20 「自粛疲れなんてスカッと吹き飛ばしましょう! {川柳、俳句、標語} 大募集!!」表彰式

コロナ禍を楽しく乗り切る企画として、広く皆様にご参加いただける「川柳」「俳句」「標語」を募集しました。応募総数は意外と小ぢんまりとなっていました。それでも、多くの皆さんから元気溢れる素晴らしい作品が寄せられました。

俳句・川柳については、それぞれの専門家の方に審査をしていただき、10月20日(火)13:30より入賞者へ賞状と副賞をお渡ししました。

応募数 川柳45 俳句17 標語8 計70



最優秀賞

俳句部門

コロナ禍に人去りし街 夏の蝶

(句)ヘアスタジオオマリモ

高木美栄子様



川柳部門

マスクする心はいつもノーマスク

愛知県中小企業共済協同組合

大口 智草様



標語部門

マスク掛けしつかり命を守ります

(株)甲英

矢澤よしみ様



特別賞(川柳)

自粛でも笑顔の家庭がすばらしい

ヒラテ産業(株)

平手 文雄様



11.22 租税教室@YOUTUBE

今年は、新型コロナウイルス感染症のため、女性部会でも、夏休み恒例の「租税教室スタンプラリー」が中止に(T_T)少しでも活動を途切れさせたくない!と、部会長発案の元、今や小学生にも日常のツール“YouTube”で、番組を制作して楽しんで学んでもらおう!と言う運びとなりました。

番組名は「クイズで学ぶ税金の使い道」。番組内容は、子供達に親しみやすい様、法人会のマスコット“けんた君”に、ロケ地を巡ってもらい、各施設の担当者様に税金クイズを出して頂いて、事前登録した小学生に、視聴して答えてもらう!というものです。今回は、初の試みで、視聴は1日限り(11/22)限られた広報活動でしたが、思った以上の反響をいただき、ご視聴していただいた方々始め、撮影にご協力頂いた各施設の皆様、映像会社様にも、この場をお借りして、感謝申し上げます。

(女性部会 杉山美和子)



ケンタ君人形は、北法人会の武田専務の手作りです。

動画番組を視聴していただいた子供たちからいただいた意見・感想（抜粋）

- すごく楽しいいろいろなことがまなべました!今年は妹と楽しく名古屋市の税金のことなどがまなべて勉強になりました!
- 教育委員会の問題で、自分たちにどれだけ税金をかけているのかなどが知れて、これからも、ちゃんと勉強をしないといけないと思いました!中学に行った時ここで学んだ事を活かそうと思います。
- もっと学びたいから税金を増やして大学費用を負担して欲しい
- ケンタ君の腕がムキムキで面白かった
- 象があんなに沢山のご飯を食べると知れて良かったです
- 3年生なので税金の事は知らなかったけど、ちょっと教えてもらってなんとかわかりました。お姉ちゃんとかんがえてるときが楽しかったです。
- ヒントをくださってありがとうございました。
- またできる機会があればやりたいです。今後も楽しい企画をお願いします
- 前にまるばつクイズに行った時、とても楽しかったし、知らないことがたくさんで勉強になったので、また行きたいです。

役員会

9.16

10.8

11.17

新会員紹介

2020.8~11

支 部	会社名等・住所	代表者名・電話番号	業 種	献賛社
大曽根	(同)カワチヤ 北区大曽根2丁目3-7	山 田 裕 三 981-2205	婦人衣料等	
大 杉	(有)エスポワール 北区大杉1丁目12-3	石 川 啓 一 508-6553	美容室	中日信用金庫本店(清水)
清 水	(株)花COCORO 北区清水4丁目 3-11	神 野 真 澄 917-0556	花屋 小売業	名光機器(株)
金城西	ECO BASE(同) 北区駒止町2丁目69-3	土 屋 隆 之 908-0402	解体業	ユニック中部販売(株)
金城西	(株)セントラルネオ 北区駒止町2丁目69-3	土 屋 隆 之 908-0406	自動車売買	ユニック中部販売(株)
金城西	和信(株) 北区駒止町2丁目69-3	土 屋 隆 之 908-0402	産業廃棄物収集運搬業	ユニック中部販売(株)
若 葉	(株)いせむつ 北区若葉通2丁目3 第三諏訪ビル3F	杉 中 忠 982-7733	障害者グループホーム	名急商事(株)
若 葉	(株)クリードケア 北区若葉通2丁目3 第三諏訪ビル3F	杉 中 智 美 911-5050	生活介護サービス	名急商事(株)
北 陵	ATLASエステート(株) 北区安井1丁目10-26	佐久間正義 981-8340	不動産賃貸管理業	(有)佐久間土地
北 陵	Lucentエステート(株) 北区安井1丁目10-26	佐久間正義 981-8340	不動産賃貸管理業	(有)佐久間土地
北 陵	リバーサイド・エステート(株) 北区安井1丁目10-26	佐久間正義 981-8340	不動産賃貸管理業	(有)佐久間土地
楠	NPO法人 ゆめのはこ 北区如意4丁目150	後藤龍之介 090-7046-8852	スポーツ 教育	
楠	(株)Hutech 北区東味鏡2丁目2314-4	新 井 利 夫 908-2554	派遣業	
楠	(同)桃水 北区中味鏡2丁目830	吉 田 満 子 901-1940	不動産賃貸及び 管理・展示会等の企画	
瀬古	BASE 守山区幸心3丁目119	木 村 哲 郎 080-3631-0562	建築業 リホーム	中京銀行守山支店
瀬古	高山産業運輸(株) 守山区鳥羽見1丁目4-19	高 山 俊 一 792-4577	一般貨物運送事業	
大 森	原一工業(株) 守山区本地が丘909-1 リーフマンショングランディア205	原 賀 裕 一 080-5823-8200	建設業	
大 森	(有)MARU 守山区本地が丘1105-145	丸 山 健 吾 090-3257-5544	建築塗装	
みどり	(株)Eitex 守山区大字下志段味字石米1283 パロンドールⅢ-101	鎧 塚 章 平 854-6614	情報通信業	
みどり	(株)石原 守山区下志段味字穴ヶ洞2271-269	石 原 広 重 778-8277	防水工事業	
守山北	ピースマイル(株) 守山区川村町366	林 美 津 子 725-9474	飲食業	
守山北	(株)3WAVES 守山区白沢町109	服 部 一 登 791-0513	健康食品・器具の販売	

(敬称略)

令和2年11月12日(木)

於：名古屋市守山文化小劇場

税を考える週間記念 小島慶子 講演会

演題 「絶体絶命は打ち出の小槌～ピンチこそ私のチャンス」

コロナ禍の中で一時は開催が心配されましたが、第3波が襲来する直前になんとか無事開催することができました。会場へ足をお運びくださった皆様、ありがとうございました。

受付では、体温測定、手指消毒、ソーシャルディスタンスを守り、3密にならないよう細心の注意を払いました。

総入場者……110名



受付では、手指消毒と体温測定。
3密を起こさないようにレイアウト
にも配慮して、整然と行うことが
できました。
スタッフの皆さま、ありがとうございました。



徳永会長からは、「私たち中小企業
もこのコロナ禍のピンチをチャンス
に変えて行きましょう」とあいさつ。



思いがけない変化は、誰でも不安
なもの。そんな時に発想を切り替え
て、ピンチをチャンスにしてきた経
験をお話しいただきました。



開演前の時間を利用して、女性部会の面々が、「小学生絵はがきコンクール」の募集と“租税教室@YouTube”を来場の皆さんにステージ上からPR。



来場者の方々の質問にも快くお応えをいただき、何ごとも飾らないお人柄や、聡明さがよく伝わる講演でした。



国税の納付は

ダイレクト納付のご利用を！

ダイレクト納付とは？

ダイレクト納付とは、事前に税務署に「ダイレクト納付利用届出書」を提出しておけば、e-Tax を利用して電子申告等又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時納付または指定した期日に納付することができる電子納税の納付手段です。

- インターネットを利用できるパソコンがあれば、利用可能です！
- インターネットバンキングの契約が不要です！
- 利用者識別番号（ID）と暗証番号（PW）のみで手続きが行えます！
⇒電子証明書の添付やICカードリーダーは不要です！

簡単

便利

- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要はありません！
⇒源泉所得税を毎月納付している方に便利です！
- 即時又は納付日を指定して納付することができます！
- 納付する際、預金口座を指定できます！

申告書の代理送信依頼のお願い

“税理士が会社に代わって、e-Tax 開始届出書の提出から各種申告・申請まで、その手続を行う”「代理送信」という手続きがあります。これまで、名古屋市内の9法人会は、会員の皆さまに e-Tax をご利用いただきたく、会員の皆さまから関与税理士に“代理送信依頼を行う”活動に連携して取り組んできており、その結果、名古屋市内における e-Tax 利用割合は、増加傾向にあります。

e-Tax 利用は、事務の省力化やペーパーレス化につながり、利便性が高いことから、会員の皆さまから関与税理士へ“代理送信依頼を行う”活動を継続して取り組んでいますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

会員企業の皆さまにおかれましては、関与税理士に対しまして、機会をとらえて「当社の申告は、e-Tax でお願いします」 と言お伝えください。

会員企業の皆様のこの一言が、e-Tax 利用割合の向上に繋がります。

名古屋市内法人会 e-Tax 推進合同会議

- | | | |
|---------------|--------------|--------------|
| (公社) 熱田法人会 | (公社) 名古屋中法人会 | (一社) 名古屋東法人会 |
| (公社) 千種法人会 | (公社) 名古屋北法人会 | (公社) 名古屋西法人会 |
| (公社) 名古屋中村法人会 | (一社) 昭和法人会 | (一社) 中川法人会 |

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、
簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、パソコン
やスマートフォンで申告書を作成することができます。
作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタ
を準備すれば、自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。
また、マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでな
い方も、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税
務署で事前に手続きを行うことで、e-Taxをご利用いただけます。



e-Taxを利用して所得税及び
復興特別所得税の申告をすると
こんなメリットが！

添付書類の
提出省略^(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会

法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp

会 員 募 集 新たな出会いと本音で語り合う仲間を見つけましょう

研修・地域貢献事業 = 税法、経営、教養、講演会、簿記講座、区民まつり参加、優良工場見学
保障制度 = 大型保障、ビジネスガード、がん保険、取引信用保険、人間ドック
交流事業 = 経営研究会、青年部会、女性部会、支部
情報発信 = 税法改正の要望・提言、広報紙配布、税務参考図書

名古屋北法人会だより No.149

令和3年1月1日 発行

発行所 公益社団法人 名古屋北法人会
名古屋市北区清水5丁目5番3号
名北フロントビル2F
電話 915-3886

編集 広報委員会

印刷所 株式会社 正鶴堂
名古屋市北区志賀本通1-38-101
電話 914-1855(代)

名古屋北法人会広報委員会では
毎号の企画に役立たせていただくため会員皆様
からのご意見ご要望をお聞かせ願います。

TEL 915-3886 FAX 915-3850

E-mail : kitahou@lilac.ocn.ne.jp

名古屋北法人会ではホームページを開設いたし
ております。一度アクセスしてみてください。

<http://www.kitahou.or.jp>



法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご加入いただけます。

がん治療を 幅広くまとめて保障する がん保険

NEW

アフラックの
生きるためのがん保険
ALL-in



「生きるためのがん保険Days1 ALL-in」は、がんに関する治療費に加え、治療関連費も幅広くまとめて保障する保険です（所定の支払事由に該当する必要があります。詳細は「契約概要」などをご確認ください）。

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受保険会社

「生きる」を創る。
Aflac アフラック

愛知総合支社
〒451-6029 愛知県名古屋市西区牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー29階
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505
※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



No.1
アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数
令和元年版 インシュアランス生命保険統計号

法人会がん保険制度
公益財団法人
全国法人会総連合

P20065 AFツール-2020-0195-2011002 6月29日